

浦安市予防接種の費用の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

浦安市長

浦安市規則第37号

浦安市予防接種の費用の助成に関する規則の一部を改正する規則

浦安市予防接種の費用の助成に関する規則（令和元年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「接種を受けることができず、又は」を削る。

第2条各号列記以外の部分中「者であって、次に掲げる場合に該当する」を「法定接種対象者であって、別表に規定する予防接種を市長が必要と認める理由で指定医師以外の医師から受けた」に改め、同条各号を削る。

第3条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた）」を「別表に規定する助成の額又は接種を受けた予防接種に係る実費のうちいずれか少ない方の額（インフルエンザについて、市民税非課税者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者以外の者にあつては、当該額から1,000円を差し引いた）」に改め、同条各号を削る。

附則第2項から第4項までを削る。

附則第1項の見出し及び項番号を削り、同項ただし書中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削る。

別表第2中「第2条第2号・第3条第2号」を「第2条・第3条」に改め、同表BCGの項助成の額の欄を次のように改める。

11,140円

別表第2を別表とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。